

2021年3月4日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

国際公務労連加盟組合日本協議会 (PSI-JC)

議長 川本



男女平等社会の実現にむけた要請書

日ごろから男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に対し、心より敬意を表します。

2021年3・8国際女性デーに際し、PSI（国際公務労連）加盟組合日本協議会（自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協）は、全世界の女性労働者、労働組合やNGO、国際機関等と連携し、ジェンダー平等の実現と、その基盤となる公共サービスの拡充をめざし、国内外でのキャンペーンに取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、家事育児の負担、解雇や収入の減少、ドメスティック・バイオレンスの増加など、女性に深刻な影響が及び、過大な負荷がかかっていることが明らかになりました。コロナ禍でジェンダー不平等がさらに広がることが懸念される中、女性の持てる能力を十分に活用し、社会参加と方針決定の場への参画を進めることは、女性の尊厳と自己実現にとどまらず、日本の経済社会の発展にとっても重要なファクターです。

つきましては、積極的に男女平等に取り組んでいただきますよう、下記の通り要請いたします。

記

1. 男女平等参画社会の実現

- (1) 「第5次男女共同参画基本計画」で示した2025年を期限とする女性登用の成果目標について、指導的地位に占める女性割合30%をはじめ、第4次で達成できなかったことを踏まえ、実効性のあるものとなるよう、具体的施策を講ずること。
- ◎(2) 男性の育児参画がより促進されるよう、育児に理解ある職場環境づくりなどの取り組みを強化すること。
- (3) 2018年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」をより実効性のあるものにするためにも、女性議員を増やすための環境整備や人材育成の

ための具体的な施策を講ずること。

- ◎(4) 女性に対するあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会とするためにも、ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」批准にむけて国内の環境整備に取り組むこと。
- (5) 「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。
- ◎(6) 不妊治療のための休暇（休職）制度やドメスティック・バイオレンス休暇制度の新設・拡充および普及啓発に取り組むこと。
- (7) 女性の人権やリプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重する施策に取り組むこと。

2. 国内法の整備にむけて

- ◎(1) 国連女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受けている選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について、高まる国民世論を受けとめ、速やかに実現すること。
- ◎(2) 性的指向や性自認等に関する差別を禁止する法整備を進めること。

以上